

(2) 動物愛護管理等条例の概要

平成23年4月1日現在

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|------|--|--|--|--|
| 北海道 | 北海道動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年3月30日公布 平成13年10月1日施行 (平成18年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関して必要な事項を定め、動物の適正な取扱を推進することにより、道民の動物愛護精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物の取扱いにより人に及ぼす迷惑及び動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、並びに移入動物の野生化を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・道、道民、飼い主の責務 ・犬、ねこの飼養に係る遵守事項 ・動物取扱責任者の責務 ・動物の取扱に起因して周辺環境が損なわれている事態の措置 ・緊急時の措置 ・事故発生時の措置 ・特定移入動物販売の記録保管 ・特定移入動物の飼養開始届出制 ・犬、ねこの引取り | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物に係る措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・特定動物の事故発生時の届出違反 ・不適正飼養等に係る勧告措置命令違反 ・無報告、立入調査拒否等 →20万円以下の罰金 ・特定動物の逸走時無通報 ・特定移入動物販売の無記録、虚偽記録、無保管 →5万円以下の罰金 ・特定移入動物の飼養開始無届出、虚偽届出 →拘留又は科料 |
| 青森県 | 青森県動物の愛護及び管理に関する条例 平成14年12月20日公布 平成15年7月1日施行 (平成18年6月1日一部改正施行) (平成23年4月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する県及び県民の責務を明らかにするとともに、動物の愛護及び管理に関する措置について必要な事項を定めることにより、県民の間に動物を愛護する気風を招来するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物の共生に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県及び県民の責務 ・動物の愛護及び適正な飼養に関する措置(治療・譲渡等) ・飼い主の遵守事項 ・犬による危害の防止に関する措置 ・勧告及び命令 ・立入調査 ・動物愛護監視員 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬の係留義務違反 ・特定動物以外の動物による侵害防止措置命令違反 →10万円以下の罰金 ・飼い犬の加害届出義務違反 ・立入調査等報告義務違反 →5万円以下の罰金又は科料 |
| 岩手県 | 動物の愛護及び管理に関する条例 平成17年3月28日公布 平成17年10月1日施行 (平成18年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する県、県民及び飼い主の責務を明らかにするとともに、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護精神の高揚並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに動物の取扱いにより人に迷惑を及ぼすことの防止を図り、もって人と動物が共生する社会づくりに資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、飼い主の責務 ・動物愛護精神の高揚等 ・飼い主の遵守事項 ・特定動物の飼養に関する措置 ・犬による危害の防止 ・動物の引取り、収容等 ・動物の譲渡 ・動物愛護推進員 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物の逸走時の通報違反 ・動物の管理方法等に係る報告違反 ・立入調査拒否等 →20万円以下の罰金 ・飼い犬の係留義務違反 ・事故発生時の届出違反 ・犬の飼い主への措置命令違反 →5万円以下の罰金又は科料 |
| 宮城県 | 動物の愛護及び管理に関する条例 平成12年12月20日公布 平成13年4月1日施行 (平成18年6月1日一部改正施行) (平成20年4月1日一部改正施行) (平成22年4月1日一部改正施行) | 法に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚、動物の健康の保持並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を図り、もって人と動物が共生する社会の実現に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県の責務 ・飼い主の責務 ・県民の責務 ・飼い主の遵守事項 ・飼い犬の係留義務 ・飼い犬の収容 ・犬及びねこの譲渡 ・危害を加える野犬の駆除 ・飼い犬によるこう傷事故の届出 ・措置命令 ・遵守事項 ・緊急時の措置 ・報告の徴収及び立入検査 ・動物愛護監視員 ・手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物による事故発生時の届出違反又は虚偽の届出 →10万円以下の罰金 ・措置命令違反 →3万円以下の罰金又は科料 ・飼い犬の係留義務違反 →拘留又は科料 ・飼い犬によるこう傷事故に係る違反 →科料 ・報告違反、立入調査拒否等 →科料 |
| 秋田県 | 秋田県動物の愛護及び管理に関する条例 平成8年12月24日公布 平成9年4月1日施行 (平成18年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護精神の高揚、動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに生活環境に係る衛生の向上を図り、もって人と動物が協和しつつ共生する社会づくりに寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護精神の高揚 ・動物の飼い主の責務等 ・動物の飼い主の遵守事項等 ・飼い犬の係留義務等 ・犬の捕獲及び抑留 ・抑留した犬の公示及び処分 ・薬物による犬の処分 ・特定動物の逸走時の措置 ・措置命令 ・報告及び調査 ・動物愛護管理員 ・手数料の徴収 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物の逸走時無通報 ・特定動物事故発生無届 ・特定動物に関する立入り調査に対しての虚偽報告 →20万円以下の罰金 ・飼い犬事故発生無届 ・措置命令違反 ・動物(特定動物以外)に関する立入り調査 に対しての虚偽報告 →5万円以下の罰金 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|------|--|--|---|--|
| 山形県 | 山形県動物の保護及び管理に関する条例 平成12年12月22日公布 平成13年4月1日施行 (平成18年6月1日一部改正施行) | 動物の飼養及び保管について必要な事項及び収容した動物、逸走した動物等につき県が講ずべき措置を定める | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬の係留義務 ・負傷動物の措置 ・緊急時の措置 ・事故届 ・措置命令 ・報告及び立入調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬の係留違反 ・事故発生時の無届又は虚偽届出 ・飼い犬に係る措置命令違反 ・報告義務違反、立入調査拒否等 →10万円以下の罰金 |
| 福島県 | 福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例 昭和55年3月25日公布 昭和55年4月1日施行 (平成20年6月1日一部改正施行) | 法第10条に基づく動物取扱業の登録、法第26条の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可に関する手数料の徴収及び法34条第1項の動物愛護担当職員等に関し必要な事項を定める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護監視員 ・動物取扱業登録関係手数料 ・特定動物の飼養保管の許可関係手数料 ・飼い犬又は飼いねこの引取り手数料 | |
| 茨城県 | 茨城県動物の愛護及び管理に関する条例 昭和54年5月31日公布 昭和54年6月1日施行 (平成18年6月1日一部改正施行) | 法に基づき、動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、動物による人の生命、身体及び財産に対する危害を防止するとともに、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物の所有者の責任 ・犬の多頭飼育の届出 ・事故届 ・措置命令 ・飼い犬の抑留等 ・立入調査等 ・野犬の掃とう ・動物由来感染症予防対策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →6月以下の懲役又は20万円以下の罰金 ・無報告、立入調査拒否等 →20万円以下の罰金 ・無事故届又は虚偽届出等 →5万円以下の罰金又は科料 ・犬の多頭飼育の無届又は虚偽届出 →5万円以下の過料 |
| 栃木県 | 栃木県動物の愛護及び管理に関する条例 昭和54年10月1日公布 昭和55年1月1日施行 (平成18年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し、県及び県民の責務その他必要な事項を定めることにより、動物の愛護及び管理に関する法律その他の動物の愛護及び管理に関する法令と相まって、県民の動物愛護の気風の醸成を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する危害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民の責務 ・人と動物の共通感染症に関する調査研究等 ・犬のけい留義務等 ・犬の抑留等 ・野犬等の薬殺 ・措置命令 ・緊急時の措置 ・標識の掲示 ・特定動物及び犬の事故届等 ・特定動物等飼養場所の立入調査等 ・動物愛護管理員 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 ・犬のけい留義務違反 ・毒さ等移動等禁止違反 ・特定動物逸走の通報義務違反 ・事故届等義務違反又は虚偽届 ・報告提出義務違反、虚偽報告、立入調査拒否 →20万円以下の罰金又は科料 |
| 群馬県 | 群馬県動物の愛護及び管理に関する条例 昭和63年10月14日公布 平成元年4月1日施行 (平成23年4月1日一部改正施行) | 県民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物保護管理推進旬間の設定(6月1日～10日) ・人畜共通伝染病の調査研究及び防疫対策 ・動物愛護相談員の委嘱 ・飼い犬の係留義務等 ・飼い犬等の収容 ・事故発生時の措置 ・措置命令 ・立ち入り調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物逸走時等緊急時の措置違反 ・措置命令違反(特定動物を除く) →6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 ・飼い犬の係留義務違反 ・特定動物事故発生時の無届又は虚偽届出 ・立入調査時等の無報告又は虚偽報告 ・立入調査拒否等 →5万円以下の罰金 |
| 埼玉県 | 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例 平成10年3月27日公布 平成10年10月1日施行 (平成20年12月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護精神の高揚を図り、動物の健康及びその安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、飼い主等、県民の責務 ・犬等の飼養に係る遵守事項 ・野犬等の収容 ・犬またはねこの譲渡 ・緊急時の措置 ・事故発生時の措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物に係る措置命令違反 →6月以下の懲役又は20万円以下の罰金 ・不適正飼養に係る措置命令違反 ・無報告、立入調査拒否等 →5万円以下の罰金 ・特定動物等の事故発生時の届出違反 ・無報告、立入検査拒否等 →5万円以下の罰金 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|------|--|---|---|--|
| 千葉県 | 千葉県犬取締条例 昭和43年10月31日公布 昭和44年1月1日施行 (昭和63年3月28日一部改正) (平成4年3月26日一部改正) (平成15年3月7日一部改正) | 人の身体又は財産に対する犬の危害を防止し、もつて社会生活の安全を確保するとともに、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬の係留等の義務 ・飼い犬の遵守事項 ・咬傷事故発生時の届出義務 ・措置命令 ・野犬等の捕獲、抑留 ・立入調査 ・罰則 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →3万円以下の罰金、拘留又は科料 ・係留義務違反、咬傷届出義務違反、禁止事項違反、調査の拒否等 →拘留又は科料 |
| 東京都 | 東京都動物の愛護及び管理に関する条例 昭和54年10月27日公布 昭和55年4月1日施行 (平成18年6月1日改正施行) | 都民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もつて人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・都、都民、飼い主の責務 ・動物の適正な飼養 ・適正飼養講習会の開催等 ・動物愛護推進員の委嘱 ・動物取扱業の登録 ・動物取扱業責任者研修 ・特定動物の飼養保管許可 ・特定動物の施設基準 ・動物の引取、収容等 ・野犬の駆除 ・人と動物との共通感染症の調査等 ・緊急時の措置等 ・動物愛護管理審議会の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の措置命令違反 →1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 ・虚偽報告、立入検査拒否等 →20万円以下の罰金 ・緊急時無通報 ・咬傷犬検診義務違反 ・措置命令違反 →5万円以下の罰金 ・犬の飼い主の遵守義務違反(一部) ・事故無届・虚偽届出 →拘留又は科料 |
| 神奈川県 | 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例 昭和52年10月31日公布 昭和55年1月1日施行 (平成19年6月1日一部改正施行) | 法に基づく事項その他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、飼い主の責務 ・飼養者の遵守事項 ・動物の引取り、収容等 ・緊急時の措置 ・勧告、命令等 ・動物愛護監視員の任命及び動物愛護推進員の委嘱 | <ul style="list-style-type: none"> ・虚偽の報告等 →20万円以下の罰金 ・措置命令違反(飼養者遵守事項) →10万円以下の罰金 ・措置命令違反(その他) →30万円以下の罰金 ・事故の無届等 →5万円以下の罰金 |
| 新潟県 | 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例 昭和52年3月31日公布 昭和52年6月1日施行 (平成19年4月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する法律及び地方自治法の定めるところにより、動物の愛護及び管理等に関し必要な事項を定める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の責務 ・事故届 ・措置命令 ・立入調査等 ・動物愛護監視員 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →10万円以下の罰金 ・事故の無届等 →5万円以下の罰金または科料 |
| 富山県 | 富山県動物の愛護及び管理に関する条例 昭和55年3月25日公布 昭和55年7月1日施行 (平成18年6月1日改正施行) | 動物の健康及び安全を保持し、並びに動物による迷惑を防止すると共に、特定動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県等、飼い主の責務 ・緊急時の措置 ・事故発生時の措置 ・動物愛護管理員 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物逸走時の通報義務違反、虚偽の通報 →拘束又は科料 ・特定動物による事故発生時の届出義務違反 →拘留又は科料 |
| 福井県 | 福井県動物の愛護および管理に関する条例 平成18年3月24日公布 平成18年6月1日施行 (平成20年4月1日一部改正施行) | 県民と動物とのかかわり方の変化に伴い、動物との共生が一層重要になることにかんがみ、動物の適正な取扱いとその他動物の愛護に関する事項および動物の管理に関する事項を定めることにより、動物を愛護する意識の高揚、動物の健康および安全の保持ならびに動物による人の生命、身体および財産に対する侵害の防止を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、飼い主の責務、県民の努力 ・教育および研修の機会の充実等 ・市町等との連携協力 ・動物愛護活動団体の活動の促進 ・犬などの飼い主の遵守事項等 ・係留をされていない犬の収容 ・引き取るべき旨の通知等および処分、動物の譲渡、処分の特例 ・飼い犬が人をかんだことの届出および措置命令 ・特定動物が逸走した場合および事故発生時の措置 ・報告および検査 ・動物監視員、動物管理員の規定 ・返還手数料の規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →10万円以下の罰金 ・犬の係留義務違反 ・特定動物の逸走時の通報義務違反 ・特定動物の事故発生時の届出義務違反 ・犬の咬傷事故の届出義務違反および咬傷犬の検診義務違反 →3万円以下の罰金または科料 ・各種報告義務違反、検査拒否 →科料 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|------|--|---|--|---|
| 山梨県 | 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例 平成14年10月16日公布 平成15年4月1日施行 (平成18年6月1日改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し、必要な事項を定めることにより、県民の動物の愛護の意識の高揚並びに動物の健康及び安全の保持を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物が調和しつつ共生する社会づくりに資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、飼い主、県民の責務 ・犬、ねこの飼い主の遵守事項 ・犬及びねこの多頭飼養の届出 ・事故発生時の措置 ・緊急時の措置 ・措置命令 ・立入調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・係留義務違反 ・報告、立入調査拒否 ・事故発生時届出違反 →10万円以下の罰金 ・緊急時の措置違反 →30万円以下の罰金 ・措置命令違反 →三月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ・多頭飼養の無届け →5万円以下の過料 |
| 長野県 | 動物の愛護及び管理に関する条例 平成21年3月23日公布 平成21年10月1日施行 | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、動物の健康及び安全を保持し、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するとともに、県民の動物愛護の精神の高揚を図り、もって人と動物とが共生する社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、飼い主、県民の責務 ・飼い主の遵守事項等 ・多頭飼養の届出 ・犬及びねこの引取り、譲渡等 ・野犬等の收容、駆除 ・緊急時の措置 ・措置命令 ・報告徴収及び立入検査 ・動物愛護管理員 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・虚偽報告、立入調査拒否等 →20万円以下の罰金 ・事故発生時の無届 ・咬傷犬検診義務違反 →5万円以下の罰金 ・多頭飼養の無届出、虚偽届出 →5万円以下の過料 |
| 岐阜県 | 岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例 平成18年3月23日公布 平成18年6月1日施行 (平成21年4月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及びその安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、並びに公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、飼い主の責務等 ・飼い主の遵守事項 ・犬の飼い主の遵守事項 ・ねこの飼い主の遵守事項 ・特定動物飼い主の遵守事項 ・野犬等の抑留及び駆除 ・緊急時及び事故発生時の措置等 ・措置命令 ・報告の徴収等 ・動物愛護管理員の設置等 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →三十万円以下の罰金 ・特定動物逃走通報義務違反等 ・事故の無届等 ・報告義務違反等 →二十万円以下の罰金 ・咬傷犬検診義務違反 ・異常犬無届出 →科料 |
| 静岡県 | 静岡県動物の愛護及び管理に関する条例 平成12年12月26日公布 平成13年4月1日施行 (平成19年3月20日一部改正施行) | 県民の間に動物を愛護する精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、飼い主及び動物取扱業者の責務 ・動物の飼い主の遵守事項 ・ねこの飼い主の遵守事項 ・犬の收容 ・引取犬の譲渡 ・負傷動物の治療等 ・緊急時の措置 ・措置命令等 ・動物愛護管理員 ・特定動物の飼い主の遵守事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・報告の拒否・虚偽、立入検査等の拒否・虚偽 →20万円以下の罰金 ・事故発生時等の届出義務違反 →5万円以下の罰金 |
| 愛知県 | 動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年3月27日公布 平成13年4月1日施行 (平成15年4月1日一部改正施行) (平成18年6月1日一部改正施行) | 動物の適正な取扱いその他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民の責務 ・飼い主の遵守事項 ・特定動物の飼い主の遵守事項 ・特定動物逃走時の措置 ・特定動物による事故の届出 ・飼い犬係留義務 ・咬傷事故発生時の措置 ・犬の飼い主に対する措置命令 ・野犬等の抑留 ・報告徴収、立入調査票 ・動物愛護監視員 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬の飼い主に対する措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・事故無届 ・立入調査拒否等 →20万円以下の罰金 |
| 三重県 | 三重県動物の愛護及び管理に関する条例 昭和56年12月25日公布 昭和57年7月1日施行 (平成元年4月1日改正施行) (平成4年5月1日改正施行) (平成8年7月1日改正施行) (平成9年4月1日改正施行) (平成12年4月1日改正施行) (平成13年6月1日改正施行) (平成13年4月1日一部改正施行) (平成18年6月1日改正施行) | 法の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって社会生活の安全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、飼い主の責務 ・市町の協力 ・飼い犬のけい留 ・事故発生時の措置 ・犬の抑留 ・野犬等の掃とう ・立入検査等 ・動物愛護管理員 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬に関する措置命令違反(殺処分命令) →6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 ・飼い犬に関する措置命令違反(適正飼養措置命令違反) →6月以下の懲役又は20万円以下の罰金 ・けい留義務違反 ・事故無届出又は虚偽届出等 →10万円以下の罰金 ・立入調査拒否等 →5万円以下の罰金 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|------|---|---|--|--|
| 滋賀県 | 滋賀県動物の保護および管理に関する条例 平成6年3月30日公布 平成6年10月1日施行 (平成21年4月1日一部改正) | 県民の動物愛護精神の高揚、動物の健康および安全の保持ならびに動物による人の生命、身体および財産に対する侵害の防止を図り、もって人と動物が共存する社会づくりに寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 動物の飼い主の遵守事項 犬およびねこの多頭飼養の届出 野犬等の收容等 緊急時、事故発生時の措置 措置命令、立入調査等 | <ul style="list-style-type: none"> 特定動物逸走時の通報義務違反・措置命令違反 →5万円以下の罰金 飼い犬の繋留義務違反・特定動物または飼い犬の事故発生時の措置違反(事故の未届、または虚偽の届出)等 →3万円以下の罰金、拘留または科料 犬ねこの多頭飼養の無届出、虚偽の届出 →1万円以下の科料 |
| 京都府 | 動物の飼養管理と愛護に関する条例 昭和46年10月29日公布 昭和47年7月28日施行 (平成21年7月1日一部改正施行) | この条例は、動物の適正な取扱いを通じ、動物愛護の意識を高めるとともに、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び生活環境の汚染を防止し、人と動物が共存する社会づくりに寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 府及び府民の責務 所有者等の責務 所有者等の遵守事項 犬の係留 特定動物の所有者等の遵守事項 特定動物による侵害防止の措置 事故発生時の措置 立入調査 措置命令 動物愛護管理員の設置 犬の抑留等 野犬の掃討 手数料 費用の負担 罰則、両罰規定 | <ul style="list-style-type: none"> 飼い犬の措置命令違反 →30万円以下の罰金 特定動物逸走時等の通報義務違反 →20万円以下の罰金 飼い犬に係る立入調査の拒否等 →10万円以下の罰金 飼い犬の係留義務違反 飼い犬による事故発生時の届出違反 →科料 |
| 大阪府 | 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年3月30日公布 平成13年7月1日施行 (平成18年6月1日改正施行) (平成22年4月1日改正施行) | 動物の飼養及び保管に関し必要な措置等を定め、併せて動物の愛護及び管理に関し必要なその他の事項を定めることにより、府民の動物に対する愛護精神の高揚、府民の安全の確保及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 飼養者の遵守事項 犬の飼養者の遵守事項 特定動物の飼養者の遵守事項 特定動物の飼養又は保管の許可に係る基準 飼えなくなった特定動物の処理 特定動物の飼養者に対する指導及び勧告 犬、ねこ及び特定動物以外の動物の引取り 係留されていない飼い犬の抑留 引取り等をした動物に対する治療等 所有者の判明しない犬、ねこ等の公示 引き取った動物の譲渡 薬物による野犬の掃討 犬の飼養者に対する措置命令 事務処理の特例 動物愛護管理員の設置 飼養者に対する報告の徴収及び立入調査 | <ul style="list-style-type: none"> 飼養者の報告義務違反及び立入調査協力義務違反 →20万円以下の罰金 特定動物の飼養者の通報義務違反 →10万円以下の罰金 飼い犬の所有者に対する措置命令違反 →10万円以下の罰金、拘留又は科料 飼い犬の係留義務違反 →拘留又は科料 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|------|---|---|---|--|
| 兵庫県 | 動物の愛護及び管理に関する条例 平成5年3月29日公布 平成5年4月1日施行 (平成18年6月1日一部改正施行) | 県民の動物愛護思想の高揚、動物の健康及び安全の保持、人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、市町の責務 ・所有者等の責務 ・動物愛護思想の高揚 ・飼養者等の遵守事項 ・事故発生時、緊急時の措置 ・実験動物の飼養保管の届出 ・動物愛護監視員の任命 ・立入調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・実験動物の飼養保管に係る措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・事故無届等(特定動物) ・緊急時の無通報等(特定動物) ・実験動物に係る無届等 ・措置命令違反(飼い犬) ・報告義務違反、立入調査拒否(特定動物、動物取扱業、実験動物) →20万円以下の罰金 ・飼い犬係留義務等違反 ・事故無届等(特定動物以外) ・報告義務違反、立入調査拒否等(特定動物、動物取扱業、実験動物以外) →10万円以下の罰金 ・変更、廃止無届等(特定動物以外) →5万円以下の過料 |
| 奈良県 | 奈良県動物の愛護及び管理に関する条例 平成16年12月16日公布 平成17年4月1日施行 (平成22年7月1日一部改正施行) | 県民の動物愛護精神の高揚並びに動物の健康及び安全の保持を図るとともに、動物による人の生命、身体並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物の共生に寄与する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の遵守事項 ・動物の収容等 ・緊急時の措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反(犬の飼い主) →30万円以下の罰金 ・犬の飼い主の虚偽報告、立入調査拒否等 →10万円以下の罰金 ・通報、届出義務違反 →5万円以下の罰金又は料料 |
| 和歌山県 | 和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例 平成11年12月24日公布 平成12年12月1日施行 (平成18年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚、動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに生活環境の向上を図り、もって人と動物が共生する社会づくりに寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、動物の所有者等の責務 ・動物愛護の精神の高揚 ・動物の所有者等の遵守事項 ・特定動物の所有者等の遵守事項 ・事故発生時の措置 ・緊急時の措置 ・動物愛護指導員 ・動物の収容等 ・措置命令 ・立入調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬又は特定動物に係る措置命令違反 →10万円以下の罰金 ・特定動物の事故発生時の通報及び措置違反 →5万円以下の罰金 ・飼い犬の繋留違反 ・飼い犬又は特定動物の事故発生時の届出違反 ・無報告、立入調査拒否等 →3万円以下の罰金 |
| 鳥取県 | 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年9月28日公布 平成14年4月1日施行 (平成15年5月1日改正施行) (平成15年10月14日改正施行) (平成18年6月1日改正施行) (平成22年4月1日改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護精神の高揚、動物の健康及びその安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物が調和し、強制する社会づくりに寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村、県民、飼い主の責務 ・動物の飼い主の遵守事項 ・特定動物の飼い主の遵守事項 ・犬の飼い主の遵守事項 ・ねこの飼い主の遵守事項 ・野犬等の収容 ・犬、ねこ等の譲渡 ・感染症の予防 ・緊急時の措置 ・措置命令・立入調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物、犬の飼い主に対する措置命令違反 →10万円以下の罰金 ・犬の係留義務違反 ・通報、報告、届出等の義務違反 ・咬傷犬の検診義務違反に係る措置命令違反 ・立入調査拒否等 →5万円以下の罰金 |
| 島根県 | 島根県動物の愛護及び管理に関する条例 平成18年3月24日公布 平成18年6月1日施行 | 県民の動物愛護の精神の高揚並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・特定動物の飼養許可 ・動物の引取り、収容等 ・緊急時の措置等 ・勧告、措置命令 ・立入検査等 ・手数料等 ・罰則 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物の飼養者に対する措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・犬の飼い主に対する措置命令違反、動物の飼い主に対する措置命令違反 →20万円以下の罰金 ・犬の係留義務違反、特定動物逸走時、犬の事故発生時の届出義務違反 →10万円以下の罰金 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|------|--|---|---|--|
| 岡山県 | 岡山県動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年3月23日公布 平成13年7月1日施行 (平成18年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、(動物の)飼い主、県民の責務 ・飼い主の遵守事項 ・犬及びねこの飼い主の遵守事項 ・犬又はねこの引取 ・野犬等の收容 ・負傷した犬・ねこ等の措置 ・收容等の公示 ・犬又はねこの譲渡 ・野犬等の掃とう ・人畜共通感染症 ・緊急時の措置等 ・立入検査等 ・動物愛護管理員及び動物愛護指導員 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬の繋留義務違反 ・法に定める特定動物が逸走した際の通報義務違反又は虚偽通報違反 ・飼養する動物が事故を起こした際の報告義務違反 ・条例に基づく関係職員の立入検査を妨害 →10万円以下の罰金 ・措置命令違反 →5万円以下の過料 ・犬又はねこの引取の際に支払う手数料の徴収を免れた場合 →徴収を免れた金額の5倍に相当する金額 |
| 広島県 | 広島県動物愛護管理条例 昭和55年3月28日公布 昭和55年7月1日施行 (平成13年1月6日改正施行) (平成18年6月1日改正施行) | 法第9条の規定に基づき講じる必要な措置その他動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定める | <ul style="list-style-type: none"> ・動物の所有者の遵守事項 ・飼い犬の係留 ・特定動物逸走時の措置 ・事故発生時の措置 ・措置命令 ・立入調査等 ・犬またはねこの譲渡 ・公示等 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →1年以下の懲役又は10万円以下の罰金 ・飼い犬の係留義務違反 ・特定動物の逸走を通報しなかった者 ・事故発生時の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ・咬傷事故発生時飼い犬を狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させなかった者 ・立入調査拒否等 →5万円以下の罰金 |
| 山口県 | 山口県飼犬等取締条例 昭和47年12月25日公布 昭和48年4月1日施行 (平成18年3月20日一部改正施行) | 犬による人畜その他への害を防止することにより、社会生活の安全を確保し、あわせて公衆衛生の向上を図ることを目的とする | <ul style="list-style-type: none"> ・飼犬の係留義務 ・飼主の遵守義務 ・遺棄の禁止等 ・加害の届出 ・措置命令 ・捕獲等 ・立入検査 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →3万円以下の罰金又は科料 ・飼犬の遺棄 ・立入調査の拒否等 →2万円以下の罰金又は科料 ・係留違反 →科料 |
| 徳島県 | 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年3月27日公布 平成13年6月1日施行 (平成18年6月1日改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、動物を愛護する気風の醸成を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民の責務 ・飼い主の遵守事項 ・特定動物の飼養及び保管 ・犬の飼養及び保管 ・緊急時の措置 ・特定動物の逸走時の措置 ・特定動物及び犬による事故発生時の措置 ・動物の收容等 ・立入調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物に係る措置命令違反 →1年以下の懲役又は10万円以下の罰金 ・特定動物逸走時の通報違反等 →5万円以下の罰金 ・事故無届 ・虚偽報告等 ・飼い犬係留義務違反 ・措置命令違反(飼い犬に係る措置) ・立入調査拒否 →3万円以下の罰金 |
| 香川県 | 香川県動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年3月27日公布 平成13年8月1日施行 (平成18年6月1日改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物を愛護する精神の高揚に資するとともに、動物の健康及び安全の保持並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を図り、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、飼い主の責務 ・人と動物に共通する感染症の調査等 ・飼い主の遵守事項 ・動物の適正な飼養 ・動物の引取り、收容、譲渡等 ・緊急時の措置 ・措置命令等 ・報告の徴収及び立入検査 ・動物監視員の任命 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物の脱出時の無通報又は虚偽通報 ・措置命令違反 →10万円以下の罰金 ・事故無届又は虚偽届 ・立入検査拒否等 →5万円以下の罰金 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|------|--|--|--|--|
| 愛媛県 | 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年3月23日公布 平成13年4月1日施行 (平成14年12月1日一部改正施行) (平成16年7月1日一部改正施行) (平成17年1月16日一部改正施行) (平成18年6月1日一部改正施行) (平成20年10月1日一部改正施行) (平成21年4月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚、動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物が共生する社会づくりに寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、市町、県民の責務 ・動物の所有者又は占有者の遵守事項 ・特定動物の逸走や野犬等に対する緊急時の措置 ・措置命令等 ・動物の所有者等に対する報告の徴収及び立入調査 ・動物愛護管理員の設置 ・動物取扱業登録申請等に関する手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物に係る措置命令違反 →6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金 ・犬の係留義務違反 →10万円以下の罰金 ・特定動物、犬に係る事故無届の措置命令違反 ・立入調査拒否等 →3万円以下の罰金又は科料 |
| 高知県 | 高知県動物の愛護及び管理に関する条例 平成7年3月17日公布 平成7年7月1日施行 (平成18年6月1日改正施行) | 法に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護思想の高揚、動物の健康及び安全の保持、人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、人と動物が共存する社会作りに寄与する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村、県民の責務 ・飼い主等の遵守事項 ・犬の係留 ・特定動物の飼養保管許可の有効期間等 ・緊急時の措置等 ・措置命令 ・犬及び猫の収容、公示等 ・立入調査等 ・動物愛護指導員の任命 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬の係留義務違反 ・緊急時の無通報等 ・立入調査拒否等 →3万円以下の罰金又は科料 |
| 福岡県 | 福岡県動物の愛護及び管理に関する条例 昭和53年12月25日公布 昭和54年4月1日施行 (平成21年7月1日最終改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めて動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の遵守事項 ・飼い犬のけい留義務等 ・緊急時の措置 ・事故届 ・措置命令 ・立入調査等 ・動物愛護指導員の任命 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →1年以下の懲役又は10万円以下の罰金 ・飼い犬の係留義務違反 ・立入調査拒否等 →5万円以下の罰金又は科料 ・事故無届等 →2万円以下の罰金又は科料 |
| 佐賀県 | 佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例 平成20年3月24日公布 平成20年7月1日施行 | 動物の愛護及び管理に関する法律第9条の規定する必要な措置その他の事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民の責務 ・多頭飼養者の遵守事項 ・多頭飼養の届出 ・多頭飼養者に対する助言又は指導 ・特定犬の飼養又は保管、標識の掲示 ・特定犬の飼い主に対する助言又は指導 ・飼養施設の設置(動物取扱業者) ・犬及びねこの引取り、公示及び処分 ・動物の譲渡等 ・緊急時の措置 ・事故届 ・勧告及び命令 ・立入調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物による人への危害防止に係る措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・不適正飼養に係る措置命令違反 ・報告義務違反、立入調査拒否等 →20万円以下の罰金 ・特定動物等の逸走時無通報 →5万円以下の罰金 ・多頭飼養者の無届出 →5万円以下の過料 |
| 熊本県 | 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例 昭和55年9月30日公布 昭和56年4月1日施行 (平成18年6月1日改正施行) | 法に基づき動物の愛護、適正な取扱い及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の意識の高揚、動物の健康及び安全の保持並びに動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民等の責務 ・飼養者等の遵守事項 ・未けい留犬の収容 ・野犬等の業殺 ・緊急時の措置 ・事故発生時の措置 ・措置命令 ・報告の徴収及び立入調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬に係る措置命令違反 →6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金 ・緊急時の措置違反 ・措置命令(犬に関する飼養施設の改善、犬の適正な飼養・保管に関するもの) →5万円以下の罰金 ・犬のけい留義務違反 ・事故発生時の届出、獣医師への検診違反 ・事故発生時の措置違反 ・報告及び立入調査の拒否等 →3万円以下の罰金又は科料 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|------|--|---|---|---|
| 大分県 | 大分県動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年7月6日公布 平成13年10月1日施行 (平成18年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の気運を醸成し、動物の健康及び安全の保持を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を図り、もって人と動物が共生する社会づくりに寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、飼い主の責務 ・動物の飼養の基本事項 ・犬の飼養者の遵守 ・犬の係留義務 ・犬の収容 ・収容した犬の公示等 ・犬及びねこの譲渡 ・野犬等の処分 ・緊急時の措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物に係る措置命令違反 ・犬のふんの適正処理違反 ・犬の係留義務違反 →5万円以下の罰金 ・特定動物の事故発生時の届出違反 ・犬の飼養者の立入調査に係る ・無報告、立入調査拒否等 →3万円以下の罰金 |
| 宮崎県 | 宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例 平成18年3月29日公布 平成18年6月1日施行 (平成20年10月10日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚、動物の健康及び安全の保持並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を図り、もって人と動物とが共生する社会づくりに寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護管理推進計画の策定(第8条) ・特定動物の飼養又は保管の許可期限(第11条) ・緊急時の措置(第13条) | <p>第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金又は料料に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第十三条第一項の規定に違反して、通報せず、又は虚偽の通報をした者 二 第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 三 第十五条第一項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避した者 |
| 鹿児島県 | 動物の愛護及び管理に関する条例 昭和54年12月24日公布 昭和55年4月1日施行 (平成18年10月1日一部改正施行) | 法第9条及び第34条第1項の規定に基づき、動物の飼養及び保管並びに動物愛護管理員に関し必要な事項を定めるものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物を飼養し、又は保管する者の責務 ・特定動物脱出時の措置 ・犬を飼養し、又は保管する者の遵守事項 ・犬の捕獲等 ・事故届 ・措置命令 ・立入調査等 ・動物愛護管理員に関する事項 ・手数料に関する事項 ・罰則 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 ・脱出時の措置違反等 →5万円以下の罰金 ・立入調査の拒否等 →3万円以下の罰金又は料料 ・事故無届等 →2万円以下の罰金又は料料 |
| 大阪市 | 大阪市動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年4月1日公布 平成13年4月1日施行 (平成22年4月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理について、本市、市民及び飼養者の責務を明らかにするとともに、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の適正な飼養及び保管に関し必要な事項について定めることにより、市民の動物に対する愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼養者等の責務 ・動物の適正な取扱い ・動物の引取り又は収容 ・手数料等 ・立入り検査、罰則等 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼養施設の状況等の報告の不実行、虚偽の報告、検査拒否・妨害・忌避、虚偽の答弁をした者 →20万円以下 ・特定動物の逸走、人への危害発生時の市長等への通報義務違反 →10万円以下 |
| 名古屋市 | 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年3月29日公布 平成13年4月1日施行 (平成18年6月1日一部改正施行) | 動物の適正な取扱いその他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、動物の健康及び安全を保持するとともに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市・市民の責務 ・飼主の遵守事項 ・動物取扱責任者の規制 ・特定動物の飼主の遵守事項 ・特定動物の逃走時の措置 ・特定動物による事故の届出 ・特定動物の飼養保管許可の取消し ・犬の飼主の義務 ・犬の咬傷事故発生時の措置 ・野犬等の抑留、掃討 ・犬の飼主への措置命令 ・動物愛護監視員 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬の飼主への措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・特定動物、犬による事故の無届等 ・犬の係留違反 ・立入検査の拒否等 →20万円以下の罰金 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|------|--|---|--|---|
| 横浜市 | 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例 平成18年3月15日公布 平成18年6月1日施行 (平成22年12月24日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づき必要な措置その他動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民の責務 ・飼い主等の責務 ・動物取扱業者の責務 ・動物の飼い主の遵守事項 ・事故発生時の措置等 ・動物取扱業者の遵守事項 ・動物取扱責任者の業務 ・特定動物飼養許可の説明義務 ・野犬等の収容、譲渡等 ・犬又はねこの引取り、譲渡等 ・勧告及び命令 ・報告及び検査 ・動物適正飼育指導員 ・動物適正飼育推進員 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬係留義務、咬むおそれのある犬に対する措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・報告や検査の拒否、虚偽の報告等 →20万円以下の罰金 ・飼い主遵守事項に係る命令違反 →10万円以下の罰金 ・事故発生時の無届、無検診 ・捕獲した野犬の逸走、捕獲器具の移動・損傷 ・野犬掃討に係る薬物及び掲示物の移動・損傷 →5万円以下の罰金 |
| 北九州市 | 北九州市動物の愛護及び管理に関する条例 平成21年3月31日公布 平成21年7月1日施行 | 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、動物の健康及び安全の保持について必要な措置を講じ、市民の動物を愛護する意識の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、もって人と動物とが調和し、共生する社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民、飼い主になろうとする者、飼い主及び動物取扱業者の責務 ・飼い主の遵守事項 ・ねこの飼い主の遵守事項 ・犬の飼い主の義務 ・譲渡の促進及び負傷動物の収容等 ・普及啓発 ・動物愛護管理員の任命及び動物愛護推進員の委嘱 ・犬及びねこの引取り ・手数料 ・罰則 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物が人畜に危害を加えたとき等の措置命令違反 →10万円以下の罰金 ・不適正な飼養勧告に対する命令違反 →10万円以下の罰金 ・飼い犬の係留義務違反 →5万円以下の罰金 ・事故発生時の届出の怠り又は虚偽の届出 →5万円以下の罰金 ・特定動物の逸走時の通報の怠り又は虚偽の通報 →5万円以下の罰金 ・係留されていない飼い犬等の収容のための立入り拒否又は妨げ →3万円以下の罰金 ・報告義務違反又は立入調査拒否等 →3万円以下の罰金 ・飼い犬のふんに係る回収命令違反 →1万円以下の過料 |
| 川崎市 | 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例 平成12年3月24日公布 平成12年4月1日施行 (平成18年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づき動物の健康及び安全の保持について措置を講じ、市民の間に動物愛護の風風を高めるとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の汚染を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の遵守事項 ・緊急時の措置 ・標識 ・事故届 ・野犬等の収容等 ・かわさき犬・ねこ愛護ボランティア | <ul style="list-style-type: none"> ・動物の危害防止に係る措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・立入検査拒否、虚偽答弁等 →20万円以下の罰金 ・公共の場、他人の土地における適正飼養、汚物等の処理に係る措置命令 →10万円以下の罰金 ・事故無届、野犬等の捕獲の妨害、野犬等の掃討の妨害 →5万円以下の罰金 |
| 福岡市 | 福岡市動物の愛護及び管理に関する条例 平成16年12月20日公布 平成17年1月1日施行 (平成21年10月1日一部改正施行) | 市、市民、飼い主及び動物取扱業者の責務を明らかにし、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民、飼い主になろうとする者、飼い主、動物取扱業者の責務 ・動物の飼い主、犬及びねこの飼い主の遵守事項 ・こう傷犬の検診、届出等 ・特定動物に係る緊急時の措置等 ・犬及びねこの引取り ・野犬等の捕獲、抑留及び譲渡等 ・勧告及び命令 ・立入検査等 ・動物愛護指導員、動物愛護相談員の任命 ・手数料 ・罰則 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反(動物の汚物等の不適切な処理や他人の物件への損傷、公共の場所の汚染、犬の係留義務違反、不適切な糞処理) ・人に危害を加えた犬等を逸走させた者 →10万円以下の罰金又は科料 ・飼養動物による事故の届出義務違反 ・こう傷犬届出、検診義務違反 ・特定動物の逸走時に講じた措置の届出、または虚偽の届出 ・薬物混入餌を捨て、移動させ、又は埋めた者 ・飼い主による施設状況、動物管理方法等の未報告、虚偽の報告、立入検査等の拒否、忌避等 →5万円以下の罰金又は科料 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|-------|---|---|---|---|
| 千葉市 | 千葉市動物の愛護及び管理に関する条例 平成3年12月13日公布 平成4年4月1日施行 (平成18年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関して必要な事項を定め、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民の責務 ・所有者の遵守事項等 ・事故届 ・犬、ねこの引取り ・動物の譲渡 ・野犬等の收容・掃とう ・勧告及び措置命令 ・立入調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 ・事故無届等、立入調査等の拒否 →20万円以下の罰金 ・犬の係留義務違反 →5万円以下の罰金又は科料 |
| さいたま市 | さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例 平成18年6月26日公布 平成18年11月1日施行 | 市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民、飼い主になろうとする者、飼い主等の責務 ・飼い主等の遵守事項 ・犬の飼い主、猫の飼い主の遵守事項 ・放し飼い犬等の收容 ・犬、ねこ等の譲渡 ・事故発生時の措置 ・措置命令 ・立入検査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物に係る措置命令違反 →6月以下の懲役又は20万円以下の罰金 ・犬の係留等措置命令違反 →5万円以下の罰金 ・事故発生時の無届又は虚偽の届出等 →3万円以下の罰金又は科料 |
| 静岡市 | 静岡市飼い犬条例 平成15年4月1日公布 平成15年4月1日施行 (平成18年3月31日一部改正施行) | 飼い犬の管理を適正に行わせることにより、社会生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする | <ul style="list-style-type: none"> ・所有者等の義務、遵守事項 ・規定違反に対する措置命令 ・立入調査 ・罰則 | <ul style="list-style-type: none"> ・遵守事項の違反に対する措置命令違反 ・人を咬んだ犬の届出に関する違反 ・立入調査拒否等 →3万円以下の罰金又は科料 |
| 堺市 | 堺市動物の愛護及び管理に関する条例 平成17年12月22日公布 平成18年4月1日施行 (平成18年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の飼養及び保管に関する必要な措置その他の動物の愛護及び管理について必要な事項を定めることにより、市民の安全の確保及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼養者の遵守事項 ・事故発生時の措置 ・特定動物の引取り ・收容動物の治療 ・公告・譲渡・手数料 ・動物愛護管理員の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼養者の報告義務違反及び立入調査協力義務違反 →20万円以下の罰金 ・特定動物の飼養者の通報義務違反 →10万円以下の罰金 |
| 浜松市 | 浜松市特定動物の管理に関する条例 平成18年12月15日公布 平成19年4月1日施行 | 動物の愛護及び管理に関する法律に定めがあるもののほか、特定動物の管理に関し必要な事項を定めることにより、特定動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物の飼い主の遵守事項 ・災害発生時の特定動物による危害防止 ・特定動物の逸走時通報 ・特定動物の事故発生時の届出 ・特定動物による危害防止のための措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物に係る措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・特定動物に係る報告違反、立入調査拒否等 →20万円以下の罰金 ・特定動物の逸走時無通報 →20万円以下の罰金 ・特定動物の事故発生時の届出違反 →5万円以下の罰金 |
| 岡山市 | 岡山市動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年6月27日公布 平成13年10月1日施行 (平成17年3月22日一部改正施行) (平成18年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民、飼い主等の責務 ・動物の飼い主の遵守事項 ・犬またはねこの引取り ・動物取扱責任者の責務 ・野犬等の收容 ・犬またはねこの譲渡 ・事故発生時の措置 ・立ち入り検査 ・措置命令 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬に係る措置命令違反 →20万円以下の罰金 ・飼い犬の係留義務違反等 →10万円以下の罰金 ・咬傷事故時の狂犬病診断書の提出命令違反 →5万円以下の罰金 |
| 相模原市 | 相模原市動物の愛護及び管理に関する条例 平成21年12月22日公布 平成22年4月1日施行 | 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づく必要な措置その他動物の愛護及び管理について必要な事項を定めることにより、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民、飼養者、動物取扱業者の責務 ・飼養者の遵守事項 ・動物取扱業者の基準遵守義務 ・負傷した犬、ねこ等の動物に係る措置 ・野犬等の收容 ・收容した野犬等の取扱い ・野犬等の掃討 ・犬及びねこの引取り ・動物の譲渡 ・緊急時の措置 ・事故届 ・立入検査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・虚偽の報告等 →20万円以下の罰金 ・措置命令違反(飼養者遵守事項) →10万円以下の罰金 ・措置命令違反(その他) →30万円以下の罰金 ・事故の無届等 →5万円以下の罰金 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|------|---|--|--|---|
| 福山市 | 福山市動物愛護管理条例 平成11年3月23日公布 平成11年4月1日施行 (平成12年12月1日一部改正施行) (平成18年6月1日一部改正施行) | 法第35条第1項に規定する犬又はねこの引取りに関し必要な事項を定める。 | ・引取り犬ねこの譲渡 ・引取り犬ねこに関する告示 ・犬ねこの引取り、返還、保管に関する手数料 | |
| いわき市 | いわき市動物の愛護及び管理に関する条例 平成11年12月24日公布 平成12年4月1日施行 (平成13年1月5日一部改正施行) (平成13年6月29日一部改正施行) (平成14年12月27日一部改正施行) (平成18年6月1日一部改正施行) (平成21年4月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | ・市、飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・犬の飼い主の義務 ・標識の掲示 ・犬又はねこの引取り ・野犬等の收容 ・野犬等の棄殺 ・報告の徴収及び立入調査 ・事故発生時の措置 ・措置命令 ・動物愛護監視員及び動物愛護指導員 | ・犬の飼養に関し、無報告又は虚偽報告、立入検査拒否又は忌避した者 →5万円以下の罰金 ・犬による咬傷事故に関し、無届出又は虚偽の届出、犬の診察を怠った者 →5万円以下の罰金 ・犬による危害防止措置命令に違反した者 →5万円以下の罰金 |
| 豊橋市 | 豊橋市動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年3月30日公布 平成13年4月1日施行 (平成18年6月1日改正) | 動物の適正な取扱い、その他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、動物を愛護する市民意識の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体、財産に対する侵害を防止し、人と動物が共存するまちづくりに寄与すること。 | ・飼い主の遵守事項 ・飼い犬の係留義務 ・野犬、負傷動物等の收容 ・飼い犬事故届出、措置命令 ・動物愛護監視員の設置 | ・飼い犬に係る措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・変更、事故の無届 ・報告義務違反 ・虚偽の報告 ・立入調査拒否 →20万円以下の罰金 |
| 松山市 | 松山市動物の愛護及び管理に関する条例 平成16年3月22日公布 平成16年7月1日施行 (平成20年10月1日一部改正施行) | 市民の動物愛護精神の高揚、動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物が共生する社会づくりに寄与することを目的とする。 | ・動物の所有者又は占有者の遵守事項 ・緊急時の措置 ・措置命令等 ・報告の徴収並びに立入調査 ・動物愛護管理員の措置 ・手数料 | ・犬の係留違反 →10万円以下の罰金 ・事故無届 ・措置命令違反 ・立入調査拒否等 →3万円以下の罰金又は料料 |
| 倉敷市 | 倉敷市動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年12月27日公布 平成14年4月1日施行 (平成17年8月1日一部改正施行) (平成18年6月1日一部改正施行) | 市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | ・市・市民・飼い主などの責務 ・飼い主の遵守事項 ・野犬などの收容 ・收容の公示 ・犬またはねこの譲渡 ・野犬などの掃討 ・事故発生時の措置 ・措置命令 ・立ち入り検査等 ・動物愛護管理員及び動物愛護指導員 ・人畜共通感染症 | ・犬をつないでおく、または囲いの中に收容する、咬癖のある犬に口輪をかけるなどの措置をとる命令に違反 →20万円以下の罰金 ・犬をつないでいない、收容していない、咬傷などの事故報告や立ち入り検査での報告をしない、または虚偽の報告をする、立ち入り検査の拒否・質問に対する回答拒否・虚偽の回答 →10万円以下の罰金 |
| 船橋市 | 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例 平成14年12月27日公布 平成15年4月1日施行 (平成18年6月1日改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく必要な措置その他動物の愛護及び管理に関し、必要な事項を定める。 | ・市、市民及び飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・事故発生時の措置等 ・野犬等の收容、野犬の掃討 ・犬又はねこの引取り等 ・勧告及び措置命令 ・立入検査 ・引取り及び返還に係る手数料 ・動物愛護管理員及び船橋市動物愛護指導員の設置 | ・犬の飼い主の遵守事項に係る措置命令違反(けい留義務、人をかむおそれのある犬の口輪の装着義務) →30万円以下の罰金 ・動物の飼養に係る虚偽の報告、検査の拒否、妨害、若しくは忌避した者 →20万円以下の罰金 ・動物の飼い主の遵守事項に係る命令に違反した者(適正飼養、移動時の犬のふんの処理義務) →10万円以下の罰金 ・こう傷届出を怠った者、捕獲した野犬の逸走、捕獲器具の移動・損傷、管理員の設置した野犬掃討目的の薬物及び掲示物の移動・損傷をした者 →5万円以下の罰金 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|--------------|---|---|---|--|
| 岡崎市 | 岡崎市動物の愛護及び管理に関する条例 平成14年12月19日公布 平成15年4月1日施行 (平成21年4月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づき、動物の適正な取扱いその他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物が共生する快適な生活の確保を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民の責務 ・飼い主の遵守事項 ・飼い犬の係留義務 ・事故発生時の措置 ・野犬等の抑留 ・負傷動物の収容等に係る準用規定 ・返還に要する費用の負担 ・動物愛護監視員の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬の係留義務に係る措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・事故発生時の無届出又は虚偽の届出 ・不適正飼養に係る報告の提出拒否又は虚偽の報告 ・立入調査、検査拒否等 →20万円以下の罰金 |
| 柏市 | 柏市動物の愛護及び管理に関する条例 平成19年12月26日公布 平成20年4月1日施行 | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物の共生の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民、飼い主になろうとする者、飼い主等、猫の飼い主等の責務 ・飼い主等、犬の飼い主等の遵守事項 ・野犬等の捕獲抑留、掃討等 ・犬または猫の引取り等 ・犬のこう傷事故発生時の措置 ・特定動物の逸走時、事故発生時の措置 ・立入検査 ・勧告、命令 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬の係留等、特定動物にかかる命令違反 →30万円以下の罰金 ・無報告、虚偽報告、立入拒否、狂犬病鑑定命令違反 →20万円以下の罰金 ・飼い主等の遵守事項命令違反 →10万円以下の罰金 ・野犬等の捕獲器の損傷等 →5万円以下の罰金 |
| 久留米市 | 久留米市飼い犬管理条例 昭和50年10月3日公布 昭和50年12月1日施行 (平成16年12月28日一部改正) | 狂犬病予防法その他法令に定めがあるもののほか、飼い犬の管理等について定めることにより飼い犬が人、家畜その他に危害を加えることを防止し、もって社会生活の安全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の義務 ・捨て犬の禁止 ・こう傷犬の検診及び届出等 ・診断書交付の義務 ・措置命令等 ・立入調査 ・罰則 | <ul style="list-style-type: none"> ・こう傷犬の遺棄 ・こう傷犬の検診及び届出等違反 ・措置違反 →3万円以下の罰金又は料料 ・飼い犬の遺棄 ・診断書交付義務違反 ・立入調査拒否等 →1万円以下の罰金又は料料 |
| 前橋市 | 前橋市動物の愛護及び管理に関する条例 平成20年12月12日公布 平成21年4月1日施行 | この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の責務 ・動物由来感染症 ・飼い主の遵守事項 ・飼い犬の係留義務等 ・野犬等の収容 ・緊急時の措置 ・事故発生時の措置 ・立入調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物の逸走時無通報 ・動物(特定動物を除く)に係る措置命令違反 →6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金 ・飼い犬の係留違反 ・特定動物の事故発生時の届出違反 ・無報告、立入調査拒否等 →5万円以下の罰金 |
| 高崎市 | 高崎市動物の愛護及び管理に関する条例 平成22年12月17日公布 平成23年4月1日施行 | 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民、飼い主になろうとする者、飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項(その動物、犬、ねこ) ・野犬等の収容、公示等 ・犬、ねこ等の譲渡 ・野犬等の掃討 ・特定動物の逸走時の措置 ・事故発生時の措置(特定動物、犬のこう傷) ・措置命令、立入調査等 ・動物愛護指導員、動物愛護推進員 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物の逸走時の通報、報告違反 ・人の生命、身体、財産の侵害等に係る措置命令違反 →6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金 ・係留義務違反 ・特定動物、こう傷事故発生時の届出違反(個人、法人、その代表者、使用人等) ・報告の未実施、虚偽、立入調査の拒否、虚偽答弁等(個人、法人、その代表者、使用人等) →5万円以下の罰金 |
| 上尾市 (埼玉県) | 上尾市人と動物との調和のとれた共生に関する条例 平成22年6月30日公布 平成22年7月1日施行 | 人と動物との調和のとれた共生社会の推進について、基本となる理念を定めるとともに、市、市民及び飼い主の責務を明らかにし、もって人と動物とが共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念 ・市、市民、飼い主の責務 ・推進体制の整備 ・国、民間団体との連携 | なし |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|---------------|--|---|--|--|
| 御蔵島村 (東京都) | 御蔵島村動物の愛護及び管理に関する条例 平成20年12月17日公布 平成20年12月17日施行 | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定め、動物の適正な取扱いを推進することにより村民の動物愛護精神の高揚を図り、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するとともに、動物の健康及び安全を保持することを目的とする。 | ・村、村民、飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・家庭動物の登録義務、登録抹消 | なし |
| 田川市 (福岡県) | 田川市人に優しくつくしいまちづくり条例 平成19年12月25日公布 平成20年10月1日施行 | 人に優しくつくしいまちづくりについて、基本理念並びに市民等、事業者及び市それぞれの責務を明らかにするとともに、その施策の基本事項を定めることにより、市民等が安全で快適な環境の中で生活を営めるよう、清潔で人に優しくつくしいまちづくりを目指すことを目的とする。 | ・愛がん動物の飼い主の責務 ・市の啓発活動 ・指導及び勧告 | なし |
| 太宰府市 (福岡県) | 太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例 昭和49年3月12日公布 昭和49年4月1日施行 | 畜犬が人、家畜、農作物その他に害を加えることを防止し、社会生活の安全と公衆衛生の向上を図る。 | ・飼い主の義務 ・捨て犬の禁止 ・清潔の保持 ・こう傷犬の検診 ・措置命令 ・立入調査 | ・捨て犬禁止違反 ・飼い主の義務違反 ・こう傷犬の検診違反 ・立入調査拒否等 →3万円以下の罰金 ・法人代表者使用人等の違反行為 →罰金、科料 |
| 福津市 (福岡県) | 福津市人と犬・ねこの共生に関する条例 平成17年1月24日公布 平成17年1月24日施行 | 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、人と犬・ねこのよりよい共生社会の形成に関し必要な事項を定め、市、市民、飼い主等の3者が協力し合うことにより、犬・ねこの健康と安全の確保並びに犬・ねこによる人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | ・市、市民、飼い主の責務 ・犬、ねこの飼養に係る遵守事項 ・飼い犬の繋留義務 ・指導及び勧告 | |
| 那珂川町 (福岡県) | 那珂川町畜犬の愛護及び管理に関する条例 昭和50年3月31日公布 昭和50年3月31日施行 (平成4年4月1日一部改正施行) (平成15年4月1日一部改正施行) | この条例は、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)によるものを除くほか、畜犬及び野犬による人又は家畜、農作物、その他に危害を与えることを防止し、もって住民の社会生活の安全と公衆衛生の向上を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第14条第2項に基づき、畜犬の愛護及び管理に関する必要な事項を定めることを目的とする。 | ・飼い主の義務 ・捨て犬の禁止 ・清潔の保持 ・咬傷犬の届け出及び検診 ・診断書交付の義務 ・措置命令 ・加害畜犬に対する処分 ・野犬の掃討 ・立入調査 ・行為の承継 | ・畜犬を係留しなかった者又は犬を捨てた者 ・第8条に規定する措置命令に従わなかった者 →5万円以下の罰金又は拘留若しくは科料 ・咬傷犬について届けなかった者及び検診を受けさせなかった者 ・第11条に規定する立入調査を正当な理由なく拒み妨げ、又はいつわりの報告をした者 →3万円以下の罰金又は拘留若しくは科料 |
| みやこ町 (福岡県) | みやこ町人と犬、猫の共生に関する条例 平成18年3月20日公布 平成18年3月20日施行 | 人と犬・ねこのよりよい共生社会の形成に関し、必要な事項を定め、町、町民、飼い主の三者が協力し合うことにより、犬・ねこの健康と安全の確保及び犬・ねこによる人の生命、身体、財産に対する侵害の防止並びに町民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的とする。 | ・町、町民、飼い主の責務 ・犬、猫の飼養管理に係る遵守事項 ・飼い犬、猫が公共の場所他人の土地を損なわないように留意 ・けい留、ふんの処理 ・指導、勧告 | 措置命令違反 →5万円以下の罰金 |